

(お知らせ)

【 建設工事に係る最低制限価格の算定方法 】

(令和5年4月1日以降)

曾於市が令和5年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事入札の最低制限価格の算定方法については、次のとおりとします。

入札参加者の皆さまにおかれましては、算定方法及び適用期間について、十分留意された上で、入札に参加くださるようお願いいたします。

最低制限価格の算定方法 (令和5年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事の入札に適用)	
直接工事費	$\times 0.97 = \textcircled{1}$ (1円未満の端数切捨て)
共通仮設費	$\times 0.9 = \textcircled{2}$ (1円未満の端数切捨て)
現場管理費	$\times 0.9 = \textcircled{3}$ (1円未満の端数切捨て)
一般管理費	$\times \underline{0.68} = \textcircled{4}$ (1円未満の端数切捨て)
最低制限価格(税抜)	$= \textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4}$ (1円未満の端数切捨て)
※ 上記により算定された額が、予定価格の10分の9.2を超える場合は予定価格の10分の9.2、予定価格の10分の7.5に満たない場合は予定価格の10分の7.5に相当する額とします。	

※ 特別な工事については、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定めた割合を乗じて得た額を最低制限価格とする場合があります。

※ 最低制限価格を設定した工事の入札執行の結果、最低制限価格未満で入札した入札者は、失格として取扱います(最低制限価格から予定価格の範囲内において最低価格にて入札した者を落札者とします)。

※ なお、最低制限価格を設定せずに低入札価格調査基準価格を設定する場合の低入札価格調査基準価格についても上記算定方法によります。